

「りそなビジネスダイレクト」利用規定

【Web 伝送サービス】

平成 22 年 3 月 15 日

目次

りそなビジネスダイレクト〔Web 伝送サービス〕

- 第 1 条 りそなビジネスダイレクト〔Web 伝送サービス〕の取扱い
- 第 2 条 口座情報の提供
- 第 3 条 総合振込の取扱い
- 第 4 条 給与振込の取扱い
- 第 5 条 住民税納入サービスの取扱い
- 第 6 条 預金口座振替収納事務の取扱い
- 第 7 条 りそなネットの取扱い

りそなビジネスダイレクト〔Web 伝送サービス〕

第1条 りそなビジネスダイレクト〔Web 伝送サービス〕の取扱い

1. りそなビジネスダイレクト〔Web 伝送サービス〕の内容

りそなビジネスダイレクト〔Web 伝送サービス〕（以下「Web 伝送サービス」といいます）は、パソコンなど当社所定の機器を用いた契約者（以下「契約者」といいます）からの依頼に基づき、総合振込・給与（賞与）振込・住民税納入等各データを伝送するサービス、その他当社所定のサービスを行います。（この定めには各サービスの開始時期を含みます）なお、利用については、当社の「りそなWeb サービス」及びりそなビジネスダイレクト〔Web 照会・振込サービス〕の契約者の方で、当社が申込みを承諾した方に限らせていただきます。

2. 伝送されたデータに瑕疵がある場合

伝送されたデータに瑕疵がある場合当社に連絡の上、直ちに再送を行うものとします。

3. データの取消または変更

当社は、契約者が承認用パスワードにより承認を行ったデータを受信した後においては、データの取消または変更を行うことができませんので予めご了承ください。

4. 回線等の障害時における対応

回線等の障害により所定の日時までデータを送信を行うことができない場合には、互いに協議することとします。

5. サービス利用時間およびデータ伝送時限

「Web 伝送サービス」の利用時間およびデータ伝送時限は当社所定の時間内とします。なお、当社はこの利用時間およびデータ伝送時限を契約者に事前に通知することなく変更する場合があります。

第2条 口座情報の提供

1. 内容

当社は契約者からの依頼により、「お申込口座」として登録されている口座について、各種の照会（入出金明細照会、振込入金明細照会等）サービスを行います。

2. 口座情報

- (1) 照会サービスでは、当社が定める期間の取引内容を回答します。ただし、当社はこの期間を契約者に事前に通知することなく変更する場合があります。
- (2) 当社から照会サービスにより回答した内容について、振込依頼人から訂正依頼があった場合、その他の理由により変更があった場合には、内容が変更される場合があります。

第3条 総合振込の取扱い

1. 総合振込の内容

- (1) 当社は契約者からの依頼による「Web 伝送サービス」を利用した総合振込事務を受託します。なお、振込の受付にあたっては、当社所定の振込手数料（消費税を含む）をお支払いいただきます。
- (2) 「支払指定口座」は「お申込口座」として登録されている、普通預金および当座勘定とします。振込先として指定できる取扱店は、当社の国内本支店及び「全国銀行データ通信システム」に加盟している金融機関の国内本支店とします。
- (3) 当社に振込を依頼するに際しては、事前に支払指定口座の確認を行ってください。確認に際し、必要がある場合には当社が協力します。
- (4) 振込依頼はあらかじめ指定された日時までに所定の方法（Web 伝送）で行ってください。
- (5) 当社は第 1 条に定めたデータに基づき、振込手続を行います。
- (6) 当社は振込受取人に対し、入金通知は行いません。

2. 上限金額の設定

1 支払指定口座 1 日あたりの Web 伝送処理依頼限度額は、当社所定の Web 伝送限度額の範囲内かつ契約者により登録されたデータ伝送限度額の範囲内とします。なお、当社は契約者に事前に通知することなく当社所定の Web 伝送限度額を変更することがあります。

3. 処理指定日の指定方法

- (1) 処理指定日は、契約者のパソコン等の端末から指定して振込を依頼してください。この場合、当社所定の期間の銀行営業日を指定する取扱いが受けられるものとします。なお、当社は契約者に事前に通知することなくこの期間を変更することがあります。
- (2) 契約者の依頼した取引については、当社がデータを受信した後においては取消しはできませんので予めご了承ください。

4. 振込資金の交付等

- (1) 振込資金は、振込指定日の前営業日までに当社に交付するものとします。また残高不足の場合には、振込を中止させていただく場合がございますので予めご了承ください。
- (2) 振込資金は、普通預金規定、総合口座取引規定、当座勘定規定にかかわらず、普通預金通帳および払戻請求書または当座小切手なしに指定預金口座から自動的に引き落とします。

5. 依頼内容の訂正・組戻し

振込手続において、「入金指定口座」への入金ができない場合には、契約者は当社あてに当社制定の組戻依頼書等を書面により提出するものとし、当社は組戻依頼書等の提出を受けたうえで訂正及び組戻手続を行うものとします。組戻手続を行う場合、本条第 1 項第 1 号の振込手数料（消費税を含む）は返却しません。また、組戻しにつきましては別途手数料がかかりますので、予めご了承ください。

6. 振込指定日の取扱

振込指定日当日、振込資金の交付を行わないことにより、貴社から振込手続中止となる旨の連絡を受けた場合は、契約者は新たに振込の依頼を行う等、別途所定の手続を行う。

第4条 給与振込の取扱い

1. 給与振込の内容

- (1) 当社は契約者からの依頼による「Web伝送サービス」を利用した契約者が支給する報酬・給与・賞与等（以下「給与」といいます）の振込事務を受託します。なお、振込の受付にあたっては、当社所定の振込手数料（消費税を含む）をお支払いいただきます。
- (2) 「支払指定口座」は「お申込口座」として登録されている、普通預金および当座勘定とします。振込先として指定できる取扱店は、当社の国内本支店及び「全国銀行データ通信システム」に加盟している金融機関の国内本支店とします。
- (3) 当社に振込を依頼するに際しては、事前に指定口座の確認を行ってください。確認に際し、必要がある場合には当社が協力します。
- (4) 振込依頼はあらかじめ指定された日時までに所定の方法（Web伝送）で行ってください。
- (5) 当社は第1条に定めたデータに基づき、振込手続を行います。
- (6) 当社は振込受取人に対し、入金通知は行いません。
- (7) 給与振込金の支払開始時期は、振込指定日の午前10時からとします。

2. 上限金額の設定

1 支払指定口座1日あたりのWeb伝送処理依頼限度額は、当社所定のWeb伝送限度額の範囲内かつ契約者により登録されたデータ伝送限度額の範囲内とします。なお、当社は契約者に事前に通知することなく当社所定のWeb伝送限度額を変更することがあります。

3. 処理指定日の指定方法

- (1) 処理指定日は、契約者のパソコン等の端末から指定して振込を依頼してください。この場合、当社所定の期間の銀行営業日を指定する取扱いが受けられるものとします。なお、当社は契約者に事前に通知することなくこの期間を変更することがあります。
- (2) 契約者の依頼した取引については、当社がデータを受信した後においては取消しはできませんので予めご了承ください。

4. 振込資金の交付等

- (1) 振込資金は、振込指定日の3営業日前までに当社に交付するものとします。また残高不足の場合には、振込を中止させていただく場合や給与振込としてのお取扱いができない場合がございますので予めご了承ください。
- (2) 振込資金は、普通預金規定、総合口座取引規定、当座勘定規定にかかわらず、普通預金通帳および払戻請求書または当座小切手なしに指定預金口座から自動的に引き落とします。

5. 依頼内容の訂正・組戻し

振込手続において、「入金指定口座」への入金ができない場合には、契約者は当社あてに当社制定の組戻依頼書等を書面により提出するものとし、当社は組戻依頼書等の提出を受けたうえで訂正及び組戻手続を行うものとします。組戻手続を行う場合、本条第1項第1号の振込手数料（消費税を含む）は返却しません。また、組戻しにつきましては別途手数料がかかりますので、予めご了承ください。

6. 振込指定日の取扱

振込指定日当日、振込資金の交付を行わないことにより、貴社から振込手続中止となる旨の連絡を受けた場合は、契約者は新たに振込の依頼を行う等、別途所定の手続を行う。

第5条 住民税納入サービスの取扱い

1. 住民税納入サービスの内容

- (1) 当社は契約者からの依頼による「Web 伝送サービス」を利用した契約者が特別徴収した住民税（市区町村民税・都道府県民税）の納入書の作成および納付事務の取扱いを受託します。なお、住民税の納付にあたっては、当社所定の手数料（消費税を含む）をお支払いいただきます。
- (2) 「支払指定口座」は「お申込口座」として登録されている普通預金および当座勘定とします。
- (3) 住民税納入依頼はあらかじめ指定された日時までに所定の方法（Web 伝送）で行ってください。
- (4) 当社は第1条に定められたデータに基づき、納付手続を行います。

2. 上限金額の設定

1 支払指定口座 1 日あたりの Web 伝送処理依頼限度額は当社所定の Web 伝送限度額の範囲内かつ契約者により登録されたデータ伝送限度額の範囲内とします。なお、当社は契約者に事前に通知することなく当社所定の Web 伝送限度額を変更することがあります。

3. 処理指定日の指定方法

- (1) 処理指定日は毎月 10 日とし、当日が銀行の休業日にあたる場合は翌営業日とします。
- (2) 契約者の依頼した取引については、当社がデータを受信した後においては取消しはできませんので予めご了承ください。

4. 納付資金の交付等

- (1) 納付資金は納付指定日の前営業日までに当社に交付するものとします。また残高不足の場合には、納付を中止させていただく場合がございますので予めご了承ください。
- (2) 納付資金は、普通預金規定、総合口座取引規定、当座勘定規定にかかわらず、普通預金通帳および払戻請求書または当座小切手なしに指定口座から自動的に引き落とします。

第6条 預金口座振替収納事務の取扱い

1. 預金口座振替収納事務の内容

- (1) 当社は契約者からの依頼による「Web 伝送サービス」を利用した、当社本支店における預金者から契約者への預金口座振替による収納事務を受託します。
- (2) 収納事務の委託に際しては、収納事務の対象、取纏店および取扱店の範囲等を別途「口座振替サービス利用届出書」により届出るものとします。
- (3) 契約者は事前に申し出て、当社と預金口座振替の業務提携を行っている金融機関の本支店における収納事務の取扱をあわせて、委託することができるものとします。この場合当社と業務提携金融機関は、委

託事務の処理に必要なデータその他の情報を相互に授受することができるものとします。また、業務提携金融機関の事務取扱は、本規定に定める当社の事務取扱に準拠するものとします。

- (4) 預金口座振替収納事務の開始には次のいずれかの手続を行ってください。
 - ①取扱店は、預金者から預金口座振替の依頼を受けたときは預金口座振替依頼書および預金口座振替申込書を提出させ、これを承諾したときは契約者に申込書を送付します。
 - ②契約者は預金者から口座振替依頼書および預金口座振替申込書を受理したときは、その責任で必要事項が記載されていることを確認のうえ口座振替依頼書を当社に送付してください。当社は記載事項を確認し、口座振替依頼書に印鑑相違その他不備事項があるときは、これを受理せずにすみやかに返戻します。万一書類に偽造等があった場合は、当社は何らの責任を負わず、契約者においてその損害を負担するものとします。
- (5) 当社は振替日に当該預金者の指定する口座から請求金額を引落とし、振替日の3営業日後までに指定口座に入金します。また、当社は領収書・振替済通知書等の作成・郵送等を行いません。
- (6) 預金口座振替による収納を停止するときは、その氏名等を直ちに当社（取纏店）へ通知してください
- (7) 当社は預金口座振替に関して当該預金に対する引落しの通知および入金督促等を行いません。
- (8) 振替不能分について、再度本方法により振替を依頼するときは、次回の預金口座振替依頼の際に行ってください。その場合、当社は当該預金口座からの引落としについて再振替分と今回振替分に優先順位はつけません。
- (9) 当社は預金者の申出または当社の都合により預金者との口座振替契約を解約または変更するときは、その旨通知します。但し、預金者が当該指定預金を解約したときはこの限りではありません。

2. 上限金額の設定

1 依頼人コード1日あたりのWeb伝送処理依頼限度額は当社所定のWeb伝送限度額の範囲内かつ契約者により登録されたデータ伝送限度額の範囲内とします。なお、当社は契約者に事前に通知することなく当社所定のWeb伝送限度額を変更することがあります。

3. 処理指定日の指定方法

- (1) 預金口座振替の依頼はあらかじめ指定された日時までに行ってください。
- (2) 契約者の依頼した取引については、当社がデータを受信した後においては取消しできませんので予めご了承ください。
- (3) 振替日を変更するときは、預金者に対して周知徹底を図ってください。当社はこれに対し特別の通知等を行いません。

第7条 リそなネットの取扱い

1. リそなネットの内容

- (1) 当社は契約者からの依頼による「Web伝送サービス」を利用した代金回収業務を受託します。
- (2) 代金回収事務の委託に際しては、別途取り交わした「預金口座振替による代金回収事務委託契約書」・「覚書」・「貴社とのとりきめ事項」等によるものとします。

2. 上限金額の設定

1 依頼人コード1日あたりのWeb 伝送処理依頼限度額は当社所定のWeb 伝送限度額の範囲内かつ契約者により登録されたデータ伝送限度額の範囲内とします。なお、当社は契約者に事前に通知することなく当社所定のWeb 伝送限度額を変更することがあります。

3. 処理指定日の指定方法

- (1) 代金回収の依頼はあらかじめ指定された日時までに行ってください。
- (2) 契約者の依頼した取引については、当社がデータを受信した後においては取消しはできませんので予めご了承ください。

以上